# 第9次宇土市行財政改革大綱

徹底的な業務カイゼン・効率化による行財政改革の推進 ~スマート自治体を目指して~

令和3年2月

宇 土 市

## 第9次宇土市行財政改革大綱

## 目 次

牙	1 早	1] 别政以早	早入削り束足に <i>のに</i> つ(					
	1	行財政改革0	の必要性	1				
	2	これまでの紹	径緯	2				
第	2章	基本的な者	考え方					
	1	行財政改革0	の基本方針	4				
	2	計画期間		5				
	3	推進体制		5				
第	3章	カイゼンカ	方針に基づく具体的な取組内容					
	カイ	ゼン方針 1	スマートな行政運営を目指すカイゼン	6				
	カイ	ゼン方針 2	市民のための行政サービスのカイゼン	9				
	カイ	ゼン方針3	未来につながる財政基盤のカイゼン	. 11				
	カイ	ゼン方針 4	職員のレベルアップのためのカイゼン	. 14				
参	考資	料						
	第9	次宇土市行則	材政改革大綱策定の経過	. 16				
	宇土	市行財政改革審議会への諮問						
	宇土市行財政改革審議会建議							
	建議	書		. 19				
	宇土	市行財政改革	5行財政改革審議会委員名簿22					
	宇土	宇土市行財政改革審議会設置条例						
	字上市行財政改革推進太部設置更綱							

#### 第1章 行財政改革大綱の策定にあたって

#### 1 行財政改革の必要性

人口減少や超高齢社会の進展に伴う社会構造の変化や市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く環境は日々変化しており、このまま人口減少が続いていくと将来自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与えると危惧されています。そのような中でも地方自治体には市民の暮らしと地域経済を守るために、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、持続可能な形でサービスを提供していくことが求められています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大という未曽有の事態が発生し、政府の専門家会議からも新しい生活様式が提唱されました。市民の生活行動にも変化が起こっており、行政サービス内容のほか、オンライン手続きなどのサービス提供手法についても変革が求められています。これらのことを受け、政府でも令和3年9月からデジタル庁¹を新設し、行政機関のデジタル化を強力に推進していくなど現在大きな変革期を迎えています。

本市でもこれまで昭和 5 7 年度の第 1 次宇土市行財政改革から第 8 次にわたり、行財政改革を進めてきており、これまでの取組によって歳出の削減や職員数の削減を始めとした行政のスリム化が進んでいますが、これからは行政のデジタル化を始めとしたスマート  $^2$  な行政運営や経営的視点に立った財政運営へ変革をしていく必要があります。

このため、平成28年3月に策定した「第8次宇土市行財政改革大綱」の計画期間が令和2年度に終了することに伴い、「カイゼン」をキーワードとした徹底的な業務カイゼン・効率化による行財政運営の推進のため新たな行財政改革大綱を策定します。

<sup>1</sup> 菅内閣が掲げた政策の一つで、官公庁のデジタル化を推進するために新設される省庁

<sup>2</sup>賢い・利口という意味

#### 2 これまでの経緯

本市のこれまでの行財政改革に関する取組は以下のとおりです。

#### 第1次宇土市行財政改革(昭和57年度)

宇土市行財政改革の第1段階は「身近な行革」と題し、まず庁内から無駄の洗直しを行いました。手始めに実行できるもの、また職員自身の行財政改革に対する姿勢(コスト意識)の確立を目指し、経費の節減を主とした庁内改革15項目を実行しました。

主にタクシーチケットの廃止,職員の出張規制,管理職手当の10%カット,起工式・完工式等での折詰・記念品廃止等を実施しました。

#### 第2次宇土市行財政改革(昭和58年度)

第2段階は、「行政機能の向上をめざす改革」と題し、①行政機構、②行政の守備範囲と民間 委託、③補助金制度等の各種制度の見直し、④事務事業と公共料金の見直し、⑤給与・職員定数 の見直しの5つの推進項目についての改革を実行しました。

#### 第3次宇土市行財政改革(昭和59年度~)

第3段階は、「市民と共に考える行革」と題し実施しました。

折しも、この時期に全国の地方自治体が足並みを揃える形で標準スタイルともいえる地方行政 改革大綱が示され、本市においても第1次方策、第2次方策の成果を踏まえ、当面の措置事項と して所要の改革を実行しました。

また、市民の代表者で構成する宇土市行財政改革審議会を設置し、市民サイドからみた行財政改革を「行革大綱」として、事務事業の見直しから始まる6項目を審議検討しました。

#### 第4次宇土市行財政改革(平成7年度~)

新たに自治省(現総務省)から「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が示され、 これをもとに、平成8年2月に「行政システムの創造」を目指し第4次大綱を策定しました。

主に情報公開条例及び全国初となる文書管理条例の制定とそれに対応した文書ファイリングシステム3の導入、給食センター調理・配送業務及び受付・電話交換業務の民間委託等を実施しました。

3文書を体系的に整理・保管し,保存又は廃棄するに至る一連の制度のこと

#### 第5次宇土市行財政改革(平成13年度~)

第5次行財政改革では、職員の意識改革なくして行財政改革の目標達成は困難であることから、第一に「職員の意識改革」を掲げ、民間経営感覚による簡素・効率化という視点に立ち行財 政改革に取り組みました。

その結果,職員数40人以上削減と現年度課税分の市税収納率98%以上という目標を達成できました。

#### 第6次宇土市行財政改革(平成18年度~)

第6次行財政改革では、「市民とともに歩む行政の推進」をキーワードに、さらなる市民満足度の向上を図るため、職員の自治体経営感覚の徹底や発想方法を転換する意識改革、市民による自発的なまちづくりを推進し、限りある行政資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を有効活用しながら全職員が一致団結し改革に取り組みました。

主に自主防災組織の設置及び育成,市長への直行便制度,指定管理者制度の積極的導入等を実施しました。

#### 宇土市集中改革プラン(平成17年度~21年度)

平成17年3月末に、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、指針に基づき、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いた「宇土市集中改革プラン」を策定しました。

集中改革プランでは①事務事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託等の推進、③定員管理・給与の適正化、④経費節減等の財政効果を重点的に取り組みました。

#### 第7次宇土市行財政改革(平成23年度~)

第7次行財政改革では、「市民が実感できる改革」と題し、①市民満足度の向上を図る改革、②財政の健全化に向けた改革を柱とし、主に繁忙期(3月末~4月)の開庁時間延長・休日開庁の実施、延長保育の実施、市民参加型事業仕分けの実施等に取り組みました。

#### 第8次宇土市行財政改革(平成28年度~)

第8次行財政改革では、元気な宇土市を創る「前向きの改革」と題し、①「守り」だけでなく 将来を見据えた「攻め」の改革、②行政だけでなく「みんな」がつながる改革、③職員の力を伸 ばし、活かすための改革を柱とし、ふるさと納税の充実、各種予防対策の充実による社会保障費 抑制、コンビニ交付サービスの導入等に取り組みました。

#### 第2章 基本的な考え方

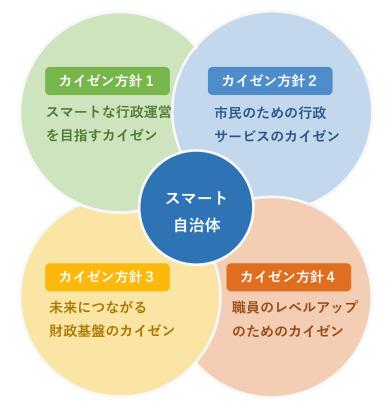
#### 1 行財政改革の基本方針

第9次行財政改革大綱では、「カイゼン」をキーワードに、次のような基本方針と重点的に取組む4つのカイゼン方針を定め、行革を推進します。

<基本方針>徹底的な業務カイゼン・効率化による行財政改革の推進 ~スマート自治体 4を目指して~

また、この基本方針に則り、重点的に推進すべき4つのカイゼン方針を定めます。

- <カイゼン方針1>スマートな行政運営を目指すカイゼン
- <カイゼン方針2>市民のための行政サービスのカイゼン
- <カイゼン方針3>未来につながる財政基盤のカイゼン
- <カイゼン方針4>職員のレベルアップのためのカイゼン



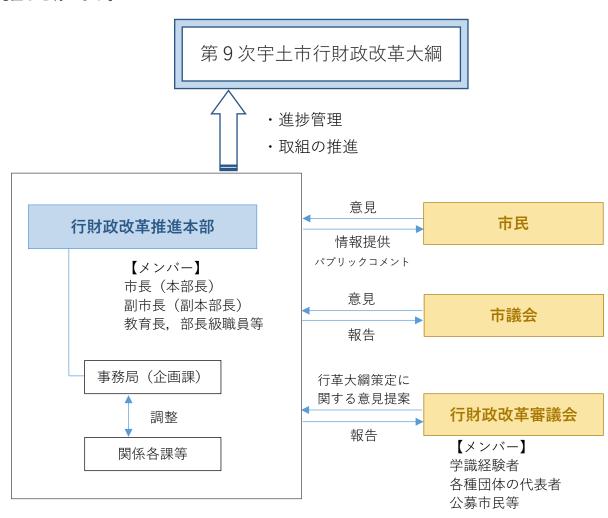
4人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続けるために、AI等を活用し団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体

#### 2 計画期間

第9次行革大綱の計画期間は、令和3年度~令和7年度までの5年間とします。

#### 3 推進体制

市長を本部長とし、特別職、部長級職員等で構成した宇土市行財政改革推進本部が中心となって、行革に取り組んでいきます。また本大綱の着実な推進に向け、カイゼン方針に基づいた実施計画を策定し、PDCA サイクル 5 を活用した年度毎の進捗管理を行うとともに、適宜実施計画の見直しを行います。



<sup>5</sup>Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって,業務を継続的 に改善する手法

#### 第3章 カイゼン方針に基づく具体的な取組内容

## カイゼン方針 1 スマートな行政運営を目指すカイゼン

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化により市役所業務が多様化し、業務量も増加しています。そのため、限られた行政資源で効果的に行政運営をしていくために、ICT<sup>6</sup>の活用や多様な働き方の推進を始めとしたスマートな行政運営を推進していきます。

また、大規模災害や感染症等の発生時においても業務を継続していけるよう ICT を活用した取組を推進していきます。

#### (1)ペーパーレス化の推進

#### ■ 電子決裁・電子文書管理の推進

従来の押印による決裁に替わる電子決裁システム<sup>7</sup> (文書管理・財務会計)の構築に向けた検証を行い、事務の迅速化と効率化を推進します。

また、併せて電子文書管理システム<sup>8</sup>の導入検証を行い、文書引継ぎ、ファイリング作業の負担軽減を目指します。

なお、このような仕組みのカイゼンとともに職員の意識のカイゼンも同時に進めていきます。

#### 書類の押印廃止の推進

市民の負担軽減を図るため、行政手続における申請等の押印省略を推進します。併せて事務の効率化、迅速化を図るため、庁内事務における決裁区分等の見直しを行います。

#### ■ 会議運営の効率化(ペーパーレス、Web 会議<sup>9</sup>、Al<sup>10</sup>議事録作成)

- funformation and Communication Technology(情報通信技術)の略。技術そのものではなく技術の活用方法 やその方法論といったものを指す
- 7紙の書類ではなくコンピュータ上の電子文書を用いて決裁処理を行うシステム
- 8書類の保管・保存、活用、廃棄までの流れを全て電子化するシステム
- <sup>9</sup>遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツールのこと
- $^{10}$ 人工知能のこと。ここではコンピュータが自動的に大量のデータから学習し、自ら判断しながら処理を行うことを指す

ICT を利用し会議運営の効率化を図ることで、紙資料の印刷・差替えによる時間や資源の無駄の解消、大規模災害時対策や移動時間の短縮、会議後の作業時間短縮等を推進します。

#### (2) ICT を活用した行政運営の推進

#### ■ RPA<sup>11</sup> (ロボティック・プロセス・オートメーション) の活用

RPA を活用し、財務会計等のシステム入力から帳票の作成までの一連の流れを自動化することで、業務時間のスリム化を図ります。また、RPA と親和性が高く手書きの書類をデータ化することができる AI-OCR<sup>12</sup> の活用も併せて進めていきます。

#### ■ 庁内無線環境の整備

庁内ネットワークの無線 LAN 化 <sup>13</sup> により、円滑な情報共有や柔軟な業務遂行が可能となる環境整備を進めます。

#### ■ ICT 推進の強化

行政内部の業務や教育現場での効果的な授業を行うためには ICT の活用が重要であり、今後も ICT 化が加速していくことが見込まれるため、外部人材の活用も含めた ICT 推進体制の強化を図っていきます。また、自治体の DX (デジタルトランスフォーメーション)  $^{14}$  を進めていくための計画を立て、その計画に沿って進めていきます。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup>Robotic Process Automation の略。ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと

<sup>12</sup> 従来の OCR 技術 (光学文字認識技術) と AI を掛け合わせることで、帳票の読取精度の向上、手書きの文字 列や非定型様式の文書の認識を可能としたもの

<sup>13</sup> 機器を直接ケーブルで接続しなくてもインターネットや FAX, 電話などの機能が使用できるようにすること 14 デジタルによる変革を意味し, IT の進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し, 働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称したもの

#### (3) 働き方のカイゼン

#### ■ 業務の見直し、廃止等の事務点検の推進

熊本地震以降,事務が上乗せされて増大しており,限られた行政資源で効果的に行政運営をしていくため,まずは業務の見直し、業務効率化,不要な事務の廃止など現状の再確認・点検を推進します。

#### ■ 多様な働き方の推進

時差出勤や在宅勤務(テレワーク <sup>15</sup>)等の多様な働き方を推進し、仕事と子育てや介護等の両立が図れる環境を整備します。

## カイゼン方針 2 市民のための行政サービスのカイゼン

多様化する働き方による来庁時間帯の変化や近年の日常生活における ICT の利用割合の増大によって市民の環境も変化しています。そのため、市民が ICT を活用して手続きができるような環境整備や窓口での手続きの簡素化など市民のための行政サービスのカイゼンを推進していきます。

#### (1) 行政手続の電子化・オンライン化

#### ■ 各種申請のオンライン化の推進

各種申請について、オンライン申請を構築・運用することで、紙ベースによる資源と時間の無 駄を解消します。

#### ■ 公共施設のインターネット予約の推進

インターネット予約を行うことで利用者が直接空き状況を確認しながら予約することができ、 業務時間外でも予約が可能となるため、公共施設のインターネット予約を推進します。

#### (2)情報伝達手段・発信内容の充実

#### ■ ホームページ内容の充実

市ホームページの情報量が先進自治体と比較すると少ないため、情報を充実させます。また、ホームページの使いやすさや情報の検索性を高めることで、市民の利便性向上につなげます。

#### ■ 情報伝達手段の強化

市が発信する情報を幅広い世代に対し、分かりやすく伝えるために、広報紙や SNS、防災メールなどの情報伝達手段を強化します。また、ゴミの出し方など自治体ごとにルールが異なるものもあり、より多くの人に関心を持ってもらえるような情報発信の方法を検討していきます。

#### (3)窓口利便性の向上

#### ■ 窓口申請支援システムの導入

窓口へ来庁された方の利便性向上と待ち時間短縮のため、申請書に記入することなく申請を行うことができるシステムの導入を目指します。

また、申請書の電子化に合わせて申請後の事務処理の自動化を進めていきます。

#### ■ ワンフロアストップサービス <sup>16</sup> の導入

関係窓口をワンフロアに集約配置したワンフロアストップサービスを導入し、関係各課で共通のマニュアルを作成するなど、窓口業務の流れについて統一性をもって対応できる体制を整備します。また、各種届出に伴い必要となる手続きの案内等について、関係各課の連携を強化しサービスの向上を図ります。

#### ■ 窓口サービス向上の取組推進

窓口サービスの向上のため、窓口表示の見直しや住民票異動が多くなる時期に合わせた休日開 庁等を実施し、市民の満足度向上に努めます。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup>市民が効率よく適切なサービスを受けられるよう,各種の申請や届出,証明書の発行など,市民利用の多い窓口をワンフロアに集約すること

## カイゼン方針3 未来につながる財政基盤のカイゼン

本市の財政状況は熊本地震からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済対策などもあり、依然として厳しい状況が続くと予想されています。そのため、第9次行財政改革では特に歳入増加策や行政資源の合理化に力を入れ、未来につながる持続可能な財政基盤のカイゼンを推進していきます。

#### (1) 積極的な歳入の確保

#### ■ 公金の効果的な運用

公金運用会議(仮称)を設置し、公金運用に係る報告及び運用計画の策定を行い、PDCA のサイクルを確立することで、安定した利回りと公金の流動性を確保します。

但し、公金運用の実行段階においては有益性の確保を目指し、迅速な意思決定に努めることとします。

#### ■ 適切な債権管理の推進

債権管理の例規やマニュアル等の整備を進めるとともに、市税、介護保険料、住宅使用料、水 道料金などそれぞれの債権について適切な管理及び回収のための体制の強化、充実を図ります。

#### ■ 職員駐車場の有料化

施設維持費の財源確保のほか、公共交通の利用を促進し環境負荷の低減を目指すため、職員駐車場の有料化を検討します。また新庁舎完成後に駐車場に空きが出た場合に向けて、空きスペースの貸し出しを検討します。

#### ■ ふるさと納税及び寄附金獲得(クラウドファンディング <sup>17</sup> 等)の強化

ふるさと納税による歳入を今後も継続して確保していくためには、市全体の返礼品の底上げが 必要となり、事業所と共に魅力的な返礼品の開発や、先進自治体の取組状況を収集するなど、本 市独自の取組を検討する必要があります。

17 群衆 (クラウド) と資金調達 (ファンディング) を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること

そのため、事業を推進する上で最適な組織体制を整備します。また、別の寄附金獲得の手段と して、企業版ふるさと納税 <sup>18</sup> やクラウドファンディングの活用について検討していきます。

#### (2)歳出の抑制・合理化

#### ■ 各種予防対策の充実等による社会保障費抑制

高齢化とともに慢性的な病気を抱える市民が増えることにより、医療・介護費の増加につながります。そのため、長期的な視点から病気予防のための健康づくりを推進することで将来的な歳出の抑制につなげます。

具体的には患者数の多い疾患の実態を把握し、新規患者の発生を減少させるための予防対策を 実施していきます。実施にあたっては、実態を分析し、宇土地区医師会、各種専門医と連携して 予防対策について協議しながら、予防活動を推進していきます。

また、予防対策で最も重要となる予防活動へ参加しやすい環境づくりを進めていきます。

#### (3) 施設管理マネジメントの推進

#### ■ 施設管理の一元化

今後、公共施設の老朽化による更新・維持補修経費の増加が見込まれており、長期的な視点での施設マネジメントを行っていくための体制を強化します。また、施設全体を把握し、包括的管理等の効率的な施設管理の方法を検討していきます。

#### ■ 公共施設の今後の在り方(図書館)

市立図書館の民間活力導入に向けた検討会を設置し、指定管理者制度 <sup>19</sup> を導入することのメリットやデメリットについて検討していきます。

#### 公共施設の今後の在り方(幼稚園)

市立幼稚園の入園者を増やし、待機児童を減らすため、小規模保育所との連携による入園者の確保や認定こども園への移行など、様々な視点から今後の幼稚園の在り方について検討します。

<sup>18</sup>企業が自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup>住民の福祉の増進を図るため、地方公共団体が設置した公の施設の管理運営を民間事業者等に委ねることを 可能とした制度

#### ■ 公共施設の今後の在り方(マリーナ)

宇土マリーナの在り方に関する検討会を設置し、設備投資や維持管理費用の軽減に向けたマリーナの今後の在り方について検討します。

#### ■ 公共施設の今後の在り方(老人ホーム)

老人ホーム芝光苑の民営化について, 庁内検討委員会で策定した実施計画に基づき, 公募により民間事業者を選定します。

## カイゼン方針4 職員のレベルアップのためのカイゼン

職員数の減少や地方分権の進展、地方創生の推進等により、職員には業務効率化や自ら考えて問題解決していく能力が求められています。人口減少社会を迎え、職員数の増加は見込めないため、職員の能力向上のための取組や優秀な人材の確保など職員のレベルアップのためのカイゼンを推進していきます。

#### (1) 職員の能力向上

#### ■ 人材育成の推進

人材育成を推進するため、階層別の職員研修、ターゲットを絞った庁内研修、業務の進め方の 共有といった職員相互のレベルアップを目的とした研修等を充実させ、職員能力の向上を目指し ます。また、宇土市人材育成基本方針で目標としている組織像<sup>20</sup>、職員像<sup>21</sup>を目指し、計画的な 研修・人材育成を推進していきます。

#### ■ 人事評価制度<sup>22</sup>の見直し,拡充

人材育成や組織強化につなげるために、現在運用している人事評価制度の良い点や課題等を整理し、人事評価制度の見直し、拡充を行います。

#### ■ 他自治体との人事交流

他自治体との人事交流を活発に行い、他自治体の良いところを吸収しながら、他自治体の職員と関わり刺激を受けることで、職員のレベルアップにつなげます。

<sup>20</sup>互いを意識・尊重し、議論ができる組織

<sup>21</sup>幅広い視野を持ち、自らを高める意欲を持つ職員

<sup>22</sup> 勤務実績を評価するとともに、組織目標達成のために職員という人的資源の価値を上げるための制度

#### (2)業務カイゼン意識の醸成

#### ■ 職員提案制度<sup>23</sup>の見直し,拡充

現行の職員提案制度に職場カイゼン部門やビギナーズ提案部門などを追加し、様々な方向性からカイゼンを進めていけるような制度へと見直しを行います。

また、年に1回各部からカイゼン内容を持ち寄り、優秀なものについては市長、副市長から表彰を受ける仕組みにすることで上司から提案を促し、提案しやすい環境づくりを行います。

#### (3)職場環境のカイゼン

#### ■ 働きやすい執務空間づくり

集中して業務を実施するため、「集中作業席」や時間外勤務を行う「時間外勤務席」を設けることで、集中して業務を行うことができ、光熱水費の節減にもつなげます。

また、電話取次ぎの手間や不在着信時の取次ぎ時間の削減につなげるため課直通電話の導入を検討します。

#### ■ 優秀な人材確保策の強化

人材育成と共に優秀な人材の採用も職員能力の底上げにとても効果的であるため、宇土市の魅力が伝わるような採用情報を積極的に発信することで、優秀な人材の確保につなげます。

## 参考資料

## 第9次宇土市行財政改革大綱策定の経過

年	月日	内 容		
	4月15日	●第9次大綱策定についての市長協議 策定の方針,体制,スケジュール等について協議		
	6月1日	●第1回行財政改革推進本部会議 ・第8次大綱進捗状況の報告 ・第9次大綱策定方針,スケジュールについて協議		
	6月11日~6月30日	<ul><li>●行財政改革に関する職員意見の募集の実施</li><li>意見総数: 2 4 8件(2 1 0 名)</li></ul>		
令和 2 年	6月16日 ~8月18日	●行革プロジェクト (職員15名で構成) による検討 カイゼンチーム, ICT チーム, 経営チームの3チームに分かれ, 行革の取組 を検討		
2 1	8月28日~10月15日	●第 <b>9次行革大綱骨子(案)の各課意見照会</b> 取組内容に関係する課との意見調整		
	10月23日	●第2回行財政改革推進本部会議 ・第9次大綱(素案)の内容に関する協議		
	11月18日	●第1回行財政改革審議会(書面協議) ・第9次大綱(素案)について(諮問)		
	11月30日~12月15日	●パブリックコメントの募集 意見総数:11 件(3 名)		
	1月22日	●第2回行財政改革審議会(書面協議) ・第9次大綱(素案)の審議,建議書(案)の審議・とりまとめ		
令和	1月27日	●宇土市行財政改革審議会から建議		
3年	2月1日	●第3回行財政改革推進本部会議 ・第9次大綱(案)の最終審議		
	2月8日	●本部長決裁を経て第9次大綱の策定		

#### 宇土市行財政改革審議会への諮問

宇市企第138号 令和2年10月30日

宇土市行財政改革審議会 会長 井寺 美穂 様

宇土市長 元松 茂樹

第9次宇土市行財政改革大綱(素案)について(諮問)

このことについて、宇土市行財政改革審議会設置条例(平成12年条例第4号)第2条の 規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

#### 宇土市行財政改革審議会建議

令和3年1月27日

宇土市長 元松 茂樹 様

宇土市行財政改革審議会 会長 井寺 美穂

第9次宇土市行財政改革大綱(素案)に対する建議について

令和2年10月30日付け宇市企第138号で諮問された「第9次宇土市行財政改革大綱 (素案)」について審議した結果、本市の行財政改革を進めていく指針として適当であるという結論に至りましたので、各カイゼン方針に対する本審議会の意見を取りまとめ、別紙のとおり建議します。

なお,第9次宇土市行財政改革大綱の策定にあたっては,建議の趣旨を十分に尊重すると ともに,第9次宇土市行財政改革大綱に掲げた施策の着実な実現を要望します。

#### 建議書

令和3年1月27日

#### ■カイゼン方針1 スマートな行政運営を目指すカイゼン

#### 取組テーマ(1) ペーパーレス化の推進について

- ・ペーパーレスを進めるために脱ハンコ(印鑑)も同時に進めていただきたい。
- ・先の熊本地震の教訓を生かし、災害にも強い管理システム等の導入をしていただきたい。
- ・コロナ禍の中,新しい日常生活を実践する現在,行政運営全般においても工夫した取 組をしていただきたい。
- ・仕組みとしてのペーパーレス化は進んでも肝心のその運用に関わる職員の意識に変化がなければ効果も限定的である。そのため、職員がより付加価値の高い業務に従事できるよう、仕組みの改善と意識の改善を両輪のものとして進めていただきたい。

#### 取組テーマ(2) ICT を活用した行政運営の推進について

- ・ICTを活用した行政運営は全ての課において進めていただきたい。
- ・ICT の活用は時代の流れだが、蓄積するデータの管理まで良く考えて活用していただきたい。
- ・学校教育における ICT 活用による効果的な授業の推進のために、ハード面の充実は元より、職員一人一人の活用能力を高めるための研修と推進体制を充実させていただきたい。
- ・外部人材の活用(情報の専門家)を進めるとともに、それらの人材と対等に協議を進めることができる自前の職員の確保にも努めていただきたい。

#### 取組テーマ(3) 働き方のカイゼンについて

- ・業務の見直し、点検は常に行っていただきたい。
- ・取組内容が重複しているような箇所が他も含めていくつか見受けられたため、関連するカイゼン策を体系的に示していただきたい。
- ・働き方改革が叫ばれる中、各部署の連携とスリム化を進めていただきたい。

#### ■カイゼン方針2 市民のための行政サービスのカイゼン

#### 取組テーマ(1) 行政手続きの電子化・オンライン化について

- ・個人情報の漏洩がないよう配慮をしていただきたい。
- ・オンライン申請やインターネットでの予約を推進する上で, それらの利用に慣れない 住民向けのフォロー体制も同時に整えていただきたい。

#### 取組テーマ(2)情報伝達手段・発信内容の充実について

- ・情報量と分かりやすさ(検索しやすさ)とのバランスを重視していただきたい。
- ・市民へのよりタイムレスな情報提供及び職員の市民対応の負担軽減につなげるため、 現在運用されている LINE への AI 導入を進めていただきたい。

#### 取組テーマ(3)窓口利便性の向上について

- ・タブレット申請と手書申請はさほど手間が変わらないため、手書申請書を OCR で読み取って手続きができるようなシステムを導入していただきたい。
- ・タブレット端末を用いた申請は来庁者が何度も申請書を書く手間が省けると思うが, ご高齢の方や普段タブレット端末を使い慣れていない方へのサポートにも努めていた だきたい。

### ■カイゼン方針3 未来につながる財政基盤のカイゼン

#### 取組テーマ(1) 積極的な歳入の確保について

- ・市税等公債権の管理について、滞納となった債権回収のための体制を強化していただ きたい。
- ・ふるさと納税による歳入を増加させるため,一般市民の方へのアイディア募集なども 行っていただきたい。
- ・コロナ禍の中でふるさと納税等による事業者の収入確保に対するニーズも高まってくると予想されるため、併せて相談会などを定期的に行っていただきたい。
- ・駐車場有料化と併せて、他の施設の有料化や利用料の見直しも検討していただきたい。

#### 取組テーマ(2) 施設管理マネジメントの推進について

- ・施設管理の外部への委託も検討していただきたい。
- ・費用対効果を考慮しながら(特に得られる効果),民間委託や民営化の取組を進めていただきたい。
- ・幼稚園については、まずは質の高い教育内容の提供で、次に、保護者のニーズに応じたサービスの提供である。教育に関心が高く、質の高い教育内容を求めている保護者も多いため、その求めに応じるためにどうあるべきかを検討していただきたい。
- ・認定こども園の移行については運営側の負担が増える可能性もあるため、運営側へのサポートも検討していただきたい。

#### 取組テーマ(3) 歳出の抑制・合理化について

- ・抑制もある程度必要だが、メリハリの効いた抑制・合理化を念頭に進めていただきたい。
- ・資金調達時の据置期間の圧縮については、大規模災害時にもスピード感をもって対応 できるよう調整をしながら行っていただきたい。

#### ■カイゼン方針4 職員のレベルアップのためのカイゼン

#### 取組テーマ(1) 職員の能力向上について

- ・人材育成は職員の採用時から退職までの長期にわたる職員研修の在り方に関わるものであるため、市役所内のプロジェクトチームによる職員研修計画等の作成を進めていただきたい。
- ・他自治体や異業種との交流は非常に大切であるため、活発に行っていただきたい。

#### 取組テーマ(2) 業務カイゼン意識の醸成について

・カイゼンに到達点はなく日々カイゼンが必要なため,より良いカイゼンを目指して頑 張っていただきたい。

## 宇土市行財政改革審議会委員名簿

【敬称略,50音順】

役職	氏 名	所属(役職)
会 長	井寺 美穂	公立大学法人熊本県立大学 (総合管理学部准教授)
副会長	桑田宏一	宇土市行政区長会連合会(会長)
委 員	芥川 学	宇土市教育委員会(教育委員)
委 員	荒木 弘毅	社団法人宇城青年会議所(理事長)
委員	尾沢 安治郎	宇土市監査委員(代表監査委員)
委員	甲斐 きみ子	宇土市地域婦人会連絡協議会(会長)
委員	金田 武	宇土市商工会(副会長)
委員	坂木 浩将	宇土市PTA連合会(会長)
委 員	橋口。亮	公募
委 員	松尾 喜久男	社団法人熊本県青年塾(会長)
委 員	松田 祐二	熊本宇城農業協同組合 (宇土地区筆頭理事)

#### 宇土市行財政改革審議会設置条例

平成12年3月30日 条例第4号

(設置)

第1条 宇土市に、地方分権時代の新しい社会情勢に即応する市行財政のあり方等について調査審議させるため、宇土市行財政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 市長から諮問のあった行財政改革に関する事項について調査審議すること。
  - (2) 行財政改革を進めるうえで必要な事項について、市長に対して建議すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員15人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体の代表者
  - (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
  - 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
  - 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 審議会に、専門分野について調査研究を行うため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
  - 2 専門部会は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する者6人以内及び会長が指名する審議会委員若干人をもって構成する。
  - 3 専門部会に部会長を置き、専門部会委員の互選によってこれを定める。
  - 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会において調査研究した結果をすみやかに会長に報告しなければならない。
  - 5 専門部会は、その所掌する事項の調査研究が終了したときは、解散する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の会議及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第27号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### 宇土市行財政改革推進本部設置要綱

昭和60年7月15日 訓令第4号

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宇土市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。
  - (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
  - (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて組織する。
  - 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
  - 3 本部員は、教育長、各部長、総務課長、財政課長、企画課長及び市長が指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を総括する。
  - 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(専門部会)

- 第6条 本部に、所掌事項について調査研究させるため、専門部会を置く。
  - 2 専門部会の委員は、職員のうちから本部長が任命する。
  - 3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 4 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
  - 5 専門部会長に事故あるときは、専門部会長が指名した者がその職務を行う。
  - 6 専門部会長は、専門部会の調査研究の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。 (庶務)
- 第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年規則第6号)抄

#### (施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則(平成5年規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則(平成7年訓令第8号)
- この訓令は、平成7年5月1日から施行する。 附 則(平成9年訓令第2号)
- この訓令は、公布の日から施行する。 附 則(平成15年訓令第1号)
- この訓令は、平成15年4月1日から施行する。 附 則(平成19年訓令第6号)抄
- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成21年訓令第2号)抄 (施行期日)
- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

# 第9次宇土市行財政改革大綱

令和3年2月 発行

編集:宇土市役所 企画部 企画課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51

 $\begin{tabular}{lllll} T E L & 0 9 6 4 - 2 2 - 1 1 1 1 1 & U R L & http://www.city.uto.kumamoto.jp/ \end{tabular}$